

新組織の枠組みのイメージ

年金運営会議（意思決定機能）

- ※外部専門家
- ・大臣が任命
 - ・常勤又は非常勤
 - ・任期5年程度

運営評議会

- 年金保険料負担者・年金受給者・学識経験者により構成

意見反映

評議会の委員は必要に応じて年金運営会議に出席し、直接意見を述べるができるものとする。

新組織の長（議長）

- ・大臣が任命
- ・内部登用を原則とせず、ふさわしい人材を幅広く求める

・制度改正に関する提案・意見聴取

厚生労働大臣

（監査機能）

外部専門家
（学識経験者）

外部専門家
（保険料徴収）

外部専門家
（サービス向上）

外部専門家
（ガバナンス）

特別監査官

（複数名／民間専門家）

（会計監査・業務監査）

- ・個人情報管理監査
- ・新組織の長が任命
- ・常勤又は非常勤
- ・任期5年程度

（業務執行機能）

執行幹部

各課・室

地方組織

特別監査官補佐

（複数名／民間専門家）

監査担当組織

改革の実施スケジュールについて

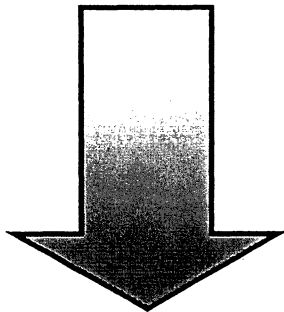
17年5月 ○有識者会議最終とりまとめ



17年夏～ ○厚生労働大臣主宰による社会保険庁改革具体化のための会議の設置

＜法的な措置による対応＞

＜現行組織における先行実施＞

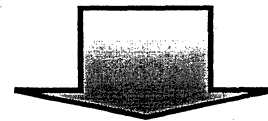


17年 ○民間企業的な人事・処遇の導入
○人員配置の地域間格差の是正等に着手



18年 ○関連法案の提出（通常国会）
※ 政管健保と年金の実施組織の分離に伴うコンピュータシステムの設計開発に最低2年程度を要することから、公法人の設立時期は、最短でも平成20年の秋。

18年 ○人員の計画的な削減に着手
○事務局の事務の一部をブロック単位に集約化



18年夏 ○年金運営会議の設置（法案成立後）
○特別監査官の設置

～20年夏 ○政管健保公法人の設立準備
・承継財産の評価・確定、企業会計原則による会計書類の作成、職員の分離・採用方法の確定、各種規則の作成等



20年秋 ○年金実施新組織及び政管健保公法人の設立
○社会保険事務局の廃止及びブロック単位化